

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 27 日

薬価基準収載医薬品 関連企業 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

「革新的新薬薬価維持制度」の要件に係る該当性の確認について

日頃より、当課の業務にご理解・ご協力くださいますこと感謝申し上げます。

さて、令和 7 年 12 月 24 日の予算大臣折衝において、「令和 9 年度の薬価改定を着実に実施することとする。その際の対象品目の範囲や適用される各種ルールの内訳については、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減といった要請についてバランス良く対応するとの基本的な考え方を踏まえて検討する」とされており、令和 9 年度の薬価改定のあり方は現時点では未定であるところ、事務的な作業を行う時間が限られていることから、中央社会保険医療協議会における今後の議論に備え、さまざまな状況に対応できるよう、必要な情報の整理を進めておく必要があります。

つきましては、「革新的新薬薬価維持制度」における要件に係る該当性を検討するため、次に掲げる資料を、令和 8 年 10 月 30 日（必着）までに医政局医薬産業振興企画課薬価係までご提出くださいますようお願いいたします。期限までに提出がなかった場合、資料の記載に虚偽若しくは不足があった場合又は要件に該当しない場合は採用しませんので、あらかじめご了承ください。

【提出資料】

- ・別添企業様式及び添付資料

【提出方法】

- ・電子媒体（メール提出（yakka-kaitei@mhlw.go.jp宛て）。分割送付可。）

（本件連絡先）

医政局医薬産業振興企画課薬価係

電 話：03-5253-1111（内 2528）

E-mail：yakka-kaitei@mhlw.go.jp